

1. 議事日程

〔令和3年第1回安芸高田市議会臨時会第1日目〕

令和3年4月28日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 承認第2号 専決処分した事件の承認について【令和2年度 安芸高田市一般会計補正予算（第13号）】
日程第4 承認第3号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】
日程第5 承認第4号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例】
日程第6 議案第30号 令和3年度 安芸高田市一般会計補正予算（第2号）

2. 出席議員は次のとおりである。（15名）

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	児玉史則	10番	大下正幸
12番	熊高昌三	13番	秋田雅朝
14番	金行哲昭	15番	石飛慶久
16番	宍戸邦夫		

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

11番	山本優
-----	-----

4. 会議録署名議員

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（8名）

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
総務部長	行森俊莊	企画振興部長	猪掛公詩
市民部長	福井正	福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司
建設部長兼公営企業部長	小野直樹	財政課長	高藤誠

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	森岡 雅昭	事務局 次長	國岡 浩祐
総務 係長	藤井 伸樹	主任 主事	岡 憲一



午前10時00分 開会

- 宍戸議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は15名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
森岡事務局長。
- 森岡事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、議会の委任による専決処分事項について1件の報告がありました。
第3点、市長より、安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について2件の報告がありました。
第4点、監査委員より、令和3年2月分及び3月分の例月出納検査の報告と、定期監査及び行政監査の結果に関する報告がありました。
第5点、閉会中の議員派遣結果について報告をいたします。写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。
- 宍戸議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、1番南澤議員及び2番 田邊議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 宍戸議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長長の報告を求めます。
熊高議会運営委員長。
- 熊高議会運営委員長 令和3年第1回臨時会の運営につきまして、去る4月21日に議会運営委員会を開き次のとおり決定しましたので、報告いたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日1日のみといたしました。
本臨時会に付議されます案件は、承認3件、議案1件の計4件でございます。議案審議についてですが、付議された全ての案件について、委員会付託を省略することといたしました。

以上、報告を終わります。

○宍戸議長

お諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 承認第2号 専決処分した事件の承認について【令和2年度 安芸高田市一般会計補正予算（第13号）】

○宍戸議長

日程第3、承認第2号「専決処分した事件の承認について【令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第13号）】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

承認第2号について、提案理由を御説明します。

本件は、県営事業負担事業費を繰越明許費に追加したものです。令和3年3月31日付で専決処分をしましたので、議会に報告し承認を求めます。

よろしく申し上げます。

○宍戸議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長

このたびの専決処分は、令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第13号）とし、繰越明許費を追加したものです。

承認第2号の4ページを御覧ください。

これは、広島県が実施する県道改良などの工事に係る市の負担金で年度末に県から事業費を繰越す旨の通知があり、県営事業負担事業費の繰越明許費を補正する必要が生じました。緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、本臨時会に報告し承認を求めます。

以上で要点の説明を終わります。

○宍戸議長

以上をもって 要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより承認第2号「専決処分した事件の承認について【令和2年度安芸高田市一般会計補正予算(第13号)】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 承認第3号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】

○宍戸議長 日程第4、承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 承認第3号について、提案理由を御説明します。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が4月1日から施行されることに伴い、税条例等の一部を改正したものです。令和3年3月31日付で専決処分をしましたので、議会に報告し承認を求めます。

よろしく申し上げます。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福井市民部長。

○福井市民部長 承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」について、要点の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、専決処分により改正したものです。

説明資料を御覧ください。1ページをお願いします。

まず、市民税関係ですが、市民税関係の主なものとしまして、「非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し」により、一定の要件を満たす場合を除き国外居住親族を扶養控除から外すこととし、住民税の均等割、所得割の非課税の範囲、均等割の軽減の判定をする「扶養親族」を「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族」にするものでございます。「医療費控除の特例」につきましては、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を推進するため、医師の処方箋がない医薬品の医療費控除期間を5年間延長して令和9年度までとするものです。

また、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例延長は、当初、令和2年12月末までに入居することが条件でしたが、2年延長されて、令和4年12月末までに入居すれば、13年間控除が受けられるようにするものです。

次に固定資産税関係の主なものにつきましては、平成30年7月豪雨により滅失した住宅の敷地について、小規模住宅用地の課税標準額を6分の1、その他の住宅用地の課税標準額を3分の1とする特例措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定を追加するものです。また、「固定資産税の負担調整措置」は対象年度を令和5年度まで延長し、新型コロナウイルス感染症の拡大による環境の大きな変化や固定資産税の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り固定資産税の税額が増加する土地については、前年度の税額に据え置く規定を追加するものです。

次に軽自動車税関係ですが、「環境性能割の臨時的軽減について」は軽自動車を取得した場合、税率の1%軽減が適用されます。

今回の令和3年度税制改正において、新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向等を勘案し適用期間を9カ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象といたします。

また、軽自動車税の種別割の税率の特例は、二酸化炭素や有害物質などの排出を抑え、燃費を良くした車を優遇する制度で新車登録時の翌年度のみ適用されます。

今回の改正においては、営業用乗用車及び軽貨物自動車に関する取扱いについて、軽貨物自動車については、電気自動車等に適用を拡大し、営業用乗用車については、令和12年度燃費基準への切り替えを行った上で、さらに2年間延長するものです。

以上が議案書の第1条関係で、3ページの第23条から6ページの第53条の9までが本文での改正になります。7ページから附則になりますが、附則第5条から附則第6条まで及び17ページの附則第26条が市民税関係、8ページの附則第10条の2から13ページの附則第13条まで及び17ページの附則第22条が固定資産税関係、13ページの附則第15条が特別土地保有税関係、14ページの附則第15条の2から16ページの附則第16条の2までが軽自動車税関係になります。

次に、議案書17ページの第2条関係について説明させていただきます。

これは、令和2年第1回臨時会で承認いただいた安芸高田市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、新旧対照表での下線表示につきましては、令和2年で既に議決いただいた改正箇所と、今回地方税法の規定が整備されることによって必要となった改正箇所の両箇所に下線を引いております。議決いただいた箇所については、施行日がまだ到来していないため議決はいただいておりますが、条例自体の改正はされていないので、今回の改正しない部分についても下線の表示の必

要がありましたので御了承いただきたいと思ひます。分りづらゐ表となつておゐますが、今回新たに追加する改正につゐましては、上位法の改正によゐ条文の番号の改正によゐ、条づれ、項づれの置き換えのみの改正を行ゐもので、内容の変更はありません。

最後に29ページからの附則でござゐますが、第1条ではこの条例の施行期日を定めてゐます。

改正後の条例の施行日は、基本的には令和3年4月1日からの施行でござゐますが、条項によつては適用される時期が異なつておゐますのでそれぞれの施行日を規定しておゐ、第2条以降につゐましては、それぞれの税目の経過措置につゐて規定しておゐます。

以上で要点の説明を終わゐます。

○宍戸議長

以上をもつて要点の説明を終わゐます。

これより質疑に入ゐます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもつて質疑を終結いたしまゐす。

お諮りしまゐす。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたしまゐす。

これより討論に入ゐます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これをもつて討論を終結いたしまゐす。

これより承認第3号「専決処分した事件の承認につゐて【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」の件を起立によゐ採決いたしまゐす。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍戸議長

起立多数であります。

よつて、本案は原案のとおり可決されまゐした。

~~~~~○~~~~~

日程第5 承認第4号 専決処分した事件の承認につゐて【安芸高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例】

○宍戸議長

日程第5、承認第4号「専決処分した事件の承認につゐて【安芸高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例】」の件を議題いたしまゐす。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

承認第4号につゐて、提案理由を御説明しまゐす。

本件は、地方税法施行規則等の一部を改正する政令の施行に伴い、安芸高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正したものです。令和3年3月31日付で専決処分をしましたので、議会に報告し承認を求めます。

よろしく申し上げます。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際 担当部長から要点の説明を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 承認第4号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例】」の要点について御説明いたします。

国の令和3年度税制改正において、国税、地方税の税務関係書類について、押印義務の見直しを行うものとされたことを受けて、地方税法に基づき固定資産の価格に関する不服の審査の手續等を規定した「安芸高田市固定資産評価審査委員会条例」について、納税者の手續きの負担軽減を図るため、審査申出書等の書面への押印及び署名を不要とする改正を行ったものです。

3ページを御覧ください。

表の右側が改正前、左側が改正後で、下線の表示が改正部分となります。条例第4条第4項については、審査申出書に押印を義務付けている規定のため、項全部を削除しています。なお、これにより第5項及び第6項が繰り上がります。

4ページを御覧ください。

条例第8条第5項の中で、口頭審理の際に関係者が提出する口述書に署名押印を義務付ける部分を削除しています。施行期日は公布の日からとし、4月1日付けで公布しています。

以上で要点の説明を終わります。

○宍戸議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより承認第4号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第30号 令和3年度 安芸高田市一般会計補正予算（第2号）

○宍戸議長 日程第6、議案第30号「令和3年度 安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 議案第30号について、提案理由を御説明します。

本案は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に要する経費を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

審議のほどよろしくお願いします。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長 それでは、令和3年度 安芸高田市一般会計補正予算（第2号）の要点の説明をいたします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,591万1千円を追加し、予算の総額を192億9,777万1千円とするものです。

内容は、新型コロナウイルス感染症対策による影響が長期化する中、子育て世帯に対しその実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものです。具体的には、ひとり親世帯に対して、児童1人当たり一律5万円が支給されるもので、経費は全て国庫負担で賄われます。

補正予算書の9ページをお開きください。

歳入でございますが、15款の国庫支出金は、子育て世帯生活支援特別給付金を1,591万1千円計上するものです。

続きまして、11ページをお開きください。

歳出ですが、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費1,591万1千円は、特別給付金に係る補助費や児童扶養手当のシステム業務委託料などを計上するものです。

以上で要点の説明を終わります。

○宍戸議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号「令和3年度 安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍戸議長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和3年第1回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会臨時議長

安芸高田市議会議員